佐賀県
唐津市
KaratsuCity

Press Release

令和 8年11月12 日
教 育 委 員 会

唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室を設置します

近代図書館では、受験生を応援する企画として、会議室を使用しない日に専用学習室を設置します。

1 設置期間
12月5日（土）から令和9年3月7日（日）までの土曜日および日曜日
※図書館行事などにより休室する場合もあります。

2 設置場所
唐津市近代図書館4階 会議室

3 内容
利 用 者 ：中学、高校、大学等の受験を目的とする学生など
利用方法：専用学習室に設置している利用者カードを受け取り、利用中は利用者カードを机上に置いてください。
席 数 ：40席
※詳細は、「唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室設置要領」を参照してください。

本件の問い合わせ先
教育委員会 近代図書館
担当：苣木・岩田
電話：直通 72-3467（内線3191）

がんばれ受験生！



近代図書館では、受験応援企画として
会議室を使用しない日に「受験生専用学習室」
を設置します！

対　　象：中学、高校、大学等の受験を目的とする学生など
場　　所：４階会議室
設置期間：令和８年１２月５日から
　　令和９年３月７日までの土曜日と日曜日
　　※図書館行事などにより休室する場合もあります。

時　　間：午前 10 時から午後６時まで

利用方法：専用学習室に設置している利用者カードを受け
　　取り、利用中は利用者カードを机上に置く。
　　フタが閉まるペットボトルや水筒であれば、
　　持ち込みができます。

【お問い合わせ】　唐津市近代図書館
　　電話：(0955) 72-3467



受験応援企画専用学習室の設置予定表

●開設期間：令和8年12月5日から令和9年3月7日までの土曜日と日曜日

曜 月	日	月	火	水	木	金	土
2026			1	2	3	4	5
令和8年	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
12月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

曜 月	日	月	火	水	木	金	土
2027						1	2
令和9年	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
1月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

曜 月	日	月	火	水	木	金	土
2027		1	2	3	4	5	6
令和9年	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
2月	21	22	23	24	25	26	27
	28						

曜 月	日	月	火	水	木	金	土
2027		1	2	3	4	5	6
令和9年	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
3月	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

・・・ 専用学習室設置日（4階会議室）

・・・ 図書館行事のため使用不可

・・・ 図書館休館日

※ 行事、会議等の状況により、休室する場合があります。

唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室設置要領

１　趣旨

受験を目的とする学生等に対し、近代図書館の運営に支障がない範囲において専用の学習の場を提供することにより、自己実現を図ることのできる学習機会の提供と図書館利用者の拡大を図るため、唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室（以下「専用学習室」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　利用対象者

中学、高校、大学等の受験を目的とする者とする。

３　設置期間

専用学習室の設置期間は、令和８年１２月５日から令和９年３月７日までの土曜日及び日曜日のうち会議室として使用しない日とする。

４　利用時間

専用学習室の利用時間は、午前１０時から午後６時までとする。

５　設置場所

専用学習室は、近代図書館４階会議室とする。

６　利用方法

(1) 専用学習室を利用する者（以下「利用者」という。）は、専用学習室に設置している、利用者カードを受け取らなければならない。

(2) 利用者は、専用学習室を利用中に利用者カードを机上に置くこととし、その利用を終えた時は、速やかに退出し利用者カードを返却するものとする。

７　利用の拒否等

利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を拒否することができる。

(1) 大声で騒ぐ等他の利用者の学習活動の妨げとなる行為

(2) 図書館資料を専用学習室へ持ち込む行為

(3) 30 分間以上にわたり専用学習室を離れる行為

(4) 専用学習室内での飲食行為（蓋の閉まるペットボトルや水筒等の持ち込みを

除く）

(5) その他、専用学習室の設置目的を阻害する行為

８　その他

この要領に定めるもののほか、唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室の運営に関し、必要な事項は別に定める。